

電子マニフェスト操作研修会

本市発注工事における
電子マニフェスト義務化制度について

大阪市環境局 環境管理部 環境管理課
産業廃棄物規制グループ

【制度導入の趣旨】

- ・本市発注工事における産業廃棄物管理票の不正使用の再発防止のため、情報管理など事務の合理化、データの透明性、法令遵守などメリットの大きい電子マニフェストの使用を義務化するもの。
- ・あわせて、本市が排出する産業廃棄物の処理委託についても、電子マニフェストを使用する。

【義務化対象工事及び実施時期】

- ・ **すべての本市発注工事**
- ・ **令和4年度契約分から適用**

ただし、次の場合において、監督員の事前の承諾を得た場合は、紙のマニフェスト伝票の使用を認める

(義務化対象外工事)

- ・ 災害等により電子マニフェストを使用できない場合
- ・ 設計上発生することが想定されていない種類の産業廃棄物が発生し、紙マニフェストでしか処理できない場合

【電子マニフェストの義務化の明文化】

- ・特記仕様書を設計図書に添付し、電子マニフェストの使用義務を明記

（そのほかの特記仕様書記載事項）

- ・電子マニフェストが使用できることを証する書類の提出に関すること
- ・やむを得ず紙マニフェストが使用できる場合およびその場合における手続きに関すること

【電子マニフェストを使用しなかった場合】

○ペナルティを実施

- ・大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加停止措置の適用

⇒ **2月の停止措置**

- ・工事成績評定の減点

⇒ **4点の減点**

[大阪市トップページ](#) > [産業・ビジネス](#) > [入札契約情報](#) > [入札契約制度等](#) > 令和4年度からの入札契約制度の改正等について

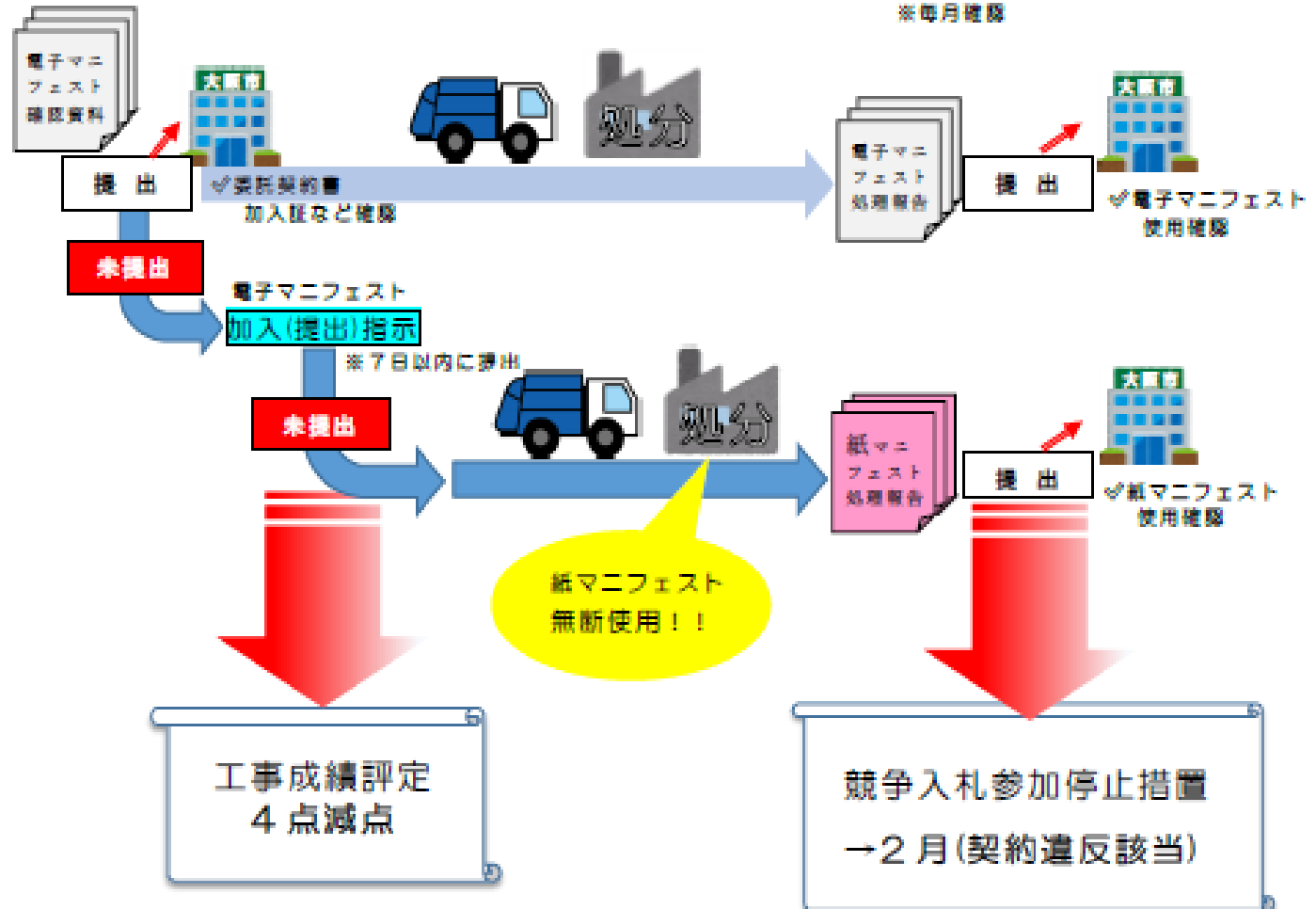
※「令和3年12月27日公表分」に掲載

電子マニフェスト義務化のイメージ

電子マニフェスト義務化のイメージ（工事請負契約）

【概要】

業者決定 → 契約締結 → 施工計画書提出時 → (施工中) → 産業廃棄物処理報告 ※毎月確認 → 工事完成



※紙マニフェスト使用の事前承諾ありの場合は対象外

電子マニフェストシステムとは



電子マニフェストの利用には、**排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が条件**

電子情報の送受信

廃棄物処理法第13条の2に基づき
環境大臣が全国で1つ指定

情報処理センター

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

- 運搬・処分終了の通知
- 報告期限切れ情報の通知
- マニフェスト情報の保存・管理

過去に実施した説明会・研修会の開催結果について下記本市ホームページに掲載しておりますのでご参照ください

●電子マニフェスト義務化制度説明会

大阪市トップページ＞市政＞方針・条例＞主要な計画、指針・施策＞事業別計画、指針・施策＞環境＞廃棄物処理事業＞産業廃棄物処理対策＞「電子マニフェスト義務化制度等説明会を開催しました」

●電子マニフェストシステム操作研修会

大阪市トップページ＞市政＞方針・条例＞主要な計画、指針・施策＞事業別計画、指針・施策＞環境＞廃棄物処理事業＞産業廃棄物処理対策＞「電子マニフェスト操作研修会を開催しました」